

川崎市子ども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業の実施におけるQ&A

令和6年4月10日 版

NO	質問	回答	備考
1	実施日・時間はどの程度確保が必要か。	事業者において対応可能と判断される実施日・時間を計画書に記載してください。なお、選考過程においては評価基準にもあり、各施設の特性等も考慮の上、利用可能な日時が十分に確保されているか確認を行います。	3月29日公開
2	受入れの年齢について、例えば幼稚園などで2歳児のみを対象とするなど、年齢を限定してよいか。	各事業者の実施体制等に応じて、受入年齢を限定しても問題ありません。	3月29日公開
3	幼稚園で行う未就学児を対象としたいわゆる「プレ保育」は当該事業の対象となるか。	幼稚園が任意で行っているいわゆる「プレ保育」が当該事業の対象になるか否かは一律に判断することはできませんが、川崎市子ども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱に規定されている内容に基づく場合は対象となります。	3月29日公開
4	保護者の費用負担は事業者の任意で設定してよいか。	事業者の任意で料金を設定の上、計画書に記載してください。	3月29日公開
5	利用申込方法は事業者で設定してよいか。	事業者の任意の方法で設定してください。	3月29日公開
6	試行的事業実施要綱 第29条に 利用児の健康状態の把握手段として「保護者からの聴取」とあるが、利用前健診の実施は不要と捉えてよいか。	原則不要です。	3月29日公開
7	実施要綱 第32条（6）当日キャンセルが発生した場合の対応で、初めての利用でのキャンセルが発生し、その後の利用の見通しが立たないような緊急のケースの場合、施設側の利用料の徴収は、困難でも致し方無いという解釈でよいか。予約料での一部徴収は可能か。	利用料の徴収については施設で行うこととしているため、施設の判断となります。予約料の一部徴収も施設の判断で実施することも考えられます。	3月29日公開
8	実施要綱 第5条（4）エ「面談や子育てのアドバイス」「育児の様子をみてもらう機会」を設けるとあるが、実施した場合利用できる10時間にいずれも含まれるか。	利用時間枠の中で行った場合は含まれますが、別の機会に行った場合は含まれません。	3月29日公開
9	第31条（利用料金）に記載のある世帯の方に該当する方達には口頭のみ、又は必要書類の提出をもって判断するのか。	非課税証明書等、書類の提出をもって判断をお願いします。	3月29日公開
10	一時保育事業を実施しているが、子ども誰でも通園制度との同時実施は可能か。また、可能な際は利用者の区分に違いは発生するか。	同時実施は可能です。ただし、その際は一時保育と子ども誰でも通園制度の各事業ごとの基準を満たす必要があり、また、各事業の利用者を区分する必要があります。補助金についても利用者を区分するため、申請の際は重複しないようにしてください。	3月29日公開
11	同施設で、既に「一時保育」を実施している場合、既存の一時保育専用室において、「専用室独立実施」の部屋と併用して誰でも通園制度の利用者も預かれるか。	職員の配置はそれぞれに基準を遵守する必要があります。設備の基準については、各々の事業に支障がない場合、併用が可能です。	3月29日公開
12	「一時保育」と「子ども誰でも通園制度」を併用する場合、利用にあたり、申込者がどちらか選ぶ流れでよいか。	どちらの要件も満たしている場合は、申込者の選択とします。	3月29日公開
13	企業主導型保育施設でも、一般型は実施できるか。	川崎市内で1年以上の施設運営実績を有しているなど、要件を満たしていれば、企業主導型保育施設でも実施可能です。	4月10日公開
14	「在園児合同は定員にかかわらず」とありますが、面積に余裕があれば、届け出の定員数を超過して預かれるか。	一般型（在園児合同）は、既存施設の定員と分けて、子ども誰でも通園制度としての定員を御提案いただき、基本的には御提案いただいた定員内での預かりを想定しておりますが、施設基準や職員配置を満たす範囲において一時的に定員を超過して受入れを行うことは可能です。	4月10日公開
15	園児の保険について、当園では日本スポーツ振興センターの園児向け保険に加入しているが、子ども誰でも通園制度は、保険料の徴収、そもそも保険対象なのか。また事故報告、ヒヤリハットの提出は必要とされるのか。	本市が確認したところ、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、子ども誰でも通園制度を保険対象とはしていないとのことでした。利用者に保険加入させるかどうかは任意の取扱いとしますが、施設側の指導・監督上の不注意等によって生じた事故により利用者に損害等を与えた場合に、施設側が法律上の損害賠償責任を負う可能性はございますので、そうした事態を想定した必要な保険加入等は適切に行ってください。また、事故報告については『川崎市子ども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱（案）』（以下、「実施要綱」という。）第32条（1）を御参照ください。	4月10日公開

川崎市子ども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業の実施におけるQ&A

令和6年4月10日 版

NO	質問	回答	備考
16	<p>余剰床面積から4人を受け入れた場合、4×160時間/10時間（最大預かり時間）＝延べ64人になる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園前健康診断はどのようにするのか。 ・障害者の判定はどのようにするのか（0・2歳児で障害手帳は持っているのはまれ）。 ・利用者の初期審査や募集・割り当ては各区役所が担当するのか。 ・どこでも誰でも言いながら、登録制の事前予約（職員の手帳で拒否）は必須だと思うのだけど、どうなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入園前健康診断は予定しておりません。登録面談時に健康状態の確認をしてください。 ・障害児が否かの判定における恣意性を排除し、客観性を担保するため、障害者の判定は手帳等の書面をもって行います。詳細は実施要綱第2条（8）の障害児の定義を御参照ください。 ・子ども誰でも通園制度の広報は川崎市HP等で行う予定ではありますが、各施設にて広報や募集案内等を行っていただいても構いません。また、利用者からの登録申請や利用申請に対する通知等は各施設にてお願いいたします。 ・実施施設側の諸室の状況や職員体制等も様々だと思いますので、受入準備や体制整備等がしやすいよう、事前登録制を採用した次第です。 	4月10日公開
17	<p>利用者が1時間単位ではない利用（90分や150分など）となった場合にはどの様に扱ったらいいか。60分単位しか選択はできないのか。</p>	<p>実施要綱第31条第3項に記載のとおり、利用は60分（1時間）単位とし、1時間に満たない時間があつた場合は1時間に切り上げるものとします。</p>	4月10日公開
18	<p>障害児の受入れについて質問です。乳幼児では未だ診断がついていないケースが多いと思いますが、診断書が無い場合には障害児の扱いにはならないのか。受け入れる施設としては柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>障害児が否かの判定における恣意性を排除し、客観性を担保するため、本試行的事業においては、手帳等の書面で確認がとれない場合は障害児の扱いとなりません。</p>	4月10日公開
19	<p>子ども家庭庁の資料で【他都市の運用例】では、年齢によっては保護者と共に過ごす事例があつた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用時間を子どもと共に過ごす。 ②利用時間に別室で教諭に相談ができる。 ③利用時間に保護者同士が悩みや解決策を語りあえる場所を設ける。 <p>といった運用も認められるのか。</p>	<p>いずれの運用を行うことも可能です。ただし、実施要綱第5条（4）イに定めるとおり、親子通園を長期間継続したり、親子通園を同制度の利用条件としたりすることはできませんので、御留意ください。</p>	4月10日公開
20	<p>スタッフの配置について。</p> <p>この事業のためだけに増員する事は出来ず、現員を融通しながらの運用を考えているが、担当職員名簿には、令和6年度に配置することが見込まれるスタッフ（専属ではない）の名前を列挙すればいいのか。</p>	<p>御質問のとおりで構いません。</p>	4月10日公開
21	<p>令和6年度は、保護者が利用できる施設は【1箇所だけ】とのことだが、これは「上限10時間の管理」が難しいからということか。令和7年度からは複数の施設を利用できる見込みなのか。</p>	<p>令和6年度の試行的事業では「1ヶ月の上限10時間の管理」を適切に実施するため、対象期間内において同時に複数施設への利用登録は行えない運用（登録施設を変更したい場合にはすでにある登録を抹消する必要がある）としています。令和7年度以降の取扱いについては現時点では未定です。</p>	4月10日公開
22	<p>賃借料補助について、今後打ち切り等がなく継続してもらえるものなのか。</p>	<p>国の動向等にもよるため、現時点では未定です。</p>	4月10日公開
23	<p>子ども誰でも通園制度が最終的に目指している姿をもう少し詳しく知りたい。</p>	<p>子ども誰でも通園制度は国主導で制度化されているものですので、詳細については、子ども家庭庁HP等をご確認ください。</p>	4月10日公開
24	<p>令和8年度からの法律に基づく新たな給付制度とはどういう形になるのか。</p>	<p>子ども子育て支援新制度における施設型給付と同様、全自治体で一律に実施される給付制度となる予定です。現時点では、国からそれ以上の具体的な（実務上の）情報は示されておりません。</p>	4月10日公開
25	<p>一般型（在園児合同）は施設定員とはかわりなく受入れを行うとなっていると思うが、在園児と合同で行う場合、最低面積基準は満たしておかなければならないのか。</p> <p>例）0歳児10名（既存園児）…33㎡ + 0歳児2名（誰でも通園制度の児童）…6.6㎡ 部屋が37㎡の場合、0歳児2名受入れはできるかどうか。</p>	<p>最低面積基準を満たす必要がありますので、御質問のケースの場合、子ども誰でも通園制度においては、0歳児なら1名のみ受入可能です（2名受入は不可）。</p>	4月10日公開
26	<p>子ども誰でも通園制度の一般型で常勤職員1名配置を考えている。次のような場合、職員1名のみを同制度の職員として配置することは可能か。（余裕活用型と一般型の併用のような形は可能か）</p> <p>一般型（在園児合同）で、既存園児が0歳児15名で、職員5名 + 誰でも通園制度0歳児1名（同制度の職員） 既存園児1・2歳児22名 職員4名 + 誰でも通園制度1・2歳児2名（既存の職員でカバー）</p>	<p>それぞれの実施場所（諸室）において一般型、余裕活用型のそれぞれの基準を満たしているのであれば、併用して実施することも可能です。</p>	4月10日公開

川崎市こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業の実施におけるQ&A

令和6年4月10日 版

NO	質問	回答	備考
27	利用定員に達していない保育所の定員の範囲内で受け入れる余裕活用型を選択した場合、時期によって受け入れ枠が減少、または消失する可能性があると思われるが、その際、そこで事業の縮小（受け入れ人数の減）または継続不可としていいのか。	<p>余裕活用型は、施設の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れを行う方法ですが、本市においては、引き続き保育ニーズが高い水準で推移していることから、こども誰でも通園制度の受け入れ枠を確保するために通常保育の受け入れ可能児童数を縮小することは認めていませんので、認可保育所等（公立保育所、認可保育所、地域型保育事業、認定こども園（保育所部分））については、年間を通じて通常保育の定員割れが生じる見込みがある場合のみ、余裕活用型での実施が可能になると考えられます。</p> <p>仮に、認可保育所等において、余裕活用型でこども誰でも通園制度を実施する場合、通常保育について年度途中で定員に達するなど、こども誰でも通園制度の受け入れの確保が難しい場合等には、こども誰でも通園制度の受け入れを縮小・中止することが考えられます。ただし、こども誰でも通園制度の受け入れを縮小・中止する場合には、利用登録済の利用者への受け入れ不可の説明等は適宜・丁寧に行うようにしてください。</p>	4月10日公開
28	1.実施要綱を確認したいが、見つからない。どのようにキーワード検索すればよいか。	川崎市HP (https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000164657.html 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」の事業実施者を募集します）に掲載しております。「川崎市こども誰でも通園制度」等のキーワードで検索してください。	4月10日公開
29	提出物 募集様式2 3 (5) 本事業における利用状況等の情報収集や課題検証体制について、何を書けばいいのかこの文章だけではよく分からない。たとえば話を挙げるなど、もう少し噛み砕いて説明してほしい。	試行的事業に関して、利用者への傾向や利用実態等に関する情報をどのように収集し、制度の課題に関する検証をどのような体制の下に行っていくかを問うています。評価基準No.8にも設定しており、実施事業者の選定に際して評価の対象となる提案事項であるため、これ以上、市が具体的な内容を示すことはできません。御了承ください。	4月10日公開
30	余裕活用型で実施を行う場合、募集要項に「定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れ、保育を行います。」と記載があるが、0～2歳児クラスの年齢別の定員には達していないが、その他の年齢で弾力で受け入れを行い、定員の総数は満たしている場合は、余裕活用型での実施は可能か。 また、0～2歳児クラスの年齢別定員は満たしているがその他のクラスで空き定員がある場合は、実施が可能か。	<p>ともに実施可能です。ただし、通常の保育部分、こども誰でも通園制度部分ともに、施設基準や職員配置基準を満たすようにしてください。</p> <p>なお、余裕活用型は、施設の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れを行う方法ですが、本市においては、引き続き保育ニーズが高い水準で推移していることから、こども誰でも通園制度の受け入れ枠を確保するために通常保育の受け入れ可能児童数を縮小することは認めていませんので、認可保育所等（公立保育所、認可保育所、地域型保育事業、認定こども園（保育所部分））については、年間を通じて通常保育の定員割れが生じる見込みがある場合のみ、余裕活用型での実施が可能になると考えられます。</p> <p>仮に、認可保育所等において、余裕活用型でこども誰でも通園制度を実施する場合、通常保育について年度途中で定員に達するなど、こども誰でも通園制度の受け入れの確保が難しい場合等には、こども誰でも通園制度の受け入れを縮小・中止することが考えられます。ただし、こども誰でも通園制度の受け入れを縮小・中止する場合には、利用登録済の利用者への受け入れ不可の説明等は適宜・丁寧に行うようにしてください。</p>	4月10日公開
31	余裕活用型で実施を行う場合、毎月の通常の受託児童の受け入れ可能児童数は、こども誰でも通園制度の利用枠を残さず申請をすることが可能か。受け入れ枠を残さず申請し、通常の受託児童が入園し定員に達してしまった場合はどのような対応になるのか。	<p>余裕活用型は、施設の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れを行う方法ですが、本市においては、引き続き保育ニーズが高い水準で推移していることから、こども誰でも通園制度の受け入れ枠を確保するために通常保育の受け入れ可能児童数を縮小することは認めていませんので、認可保育所等（公立保育所、認可保育所、地域型保育事業、認定こども園（保育所部分））については、年間を通じて通常保育の定員割れが生じる見込みがある場合のみ、余裕活用型での実施が可能になると考えられます。</p> <p>仮に、認可保育所等において、余裕活用型でこども誰でも通園制度を実施する場合、通常保育について年度途中で定員に達するなど、こども誰でも通園制度の受け入れの確保が難しい場合等には、こども誰でも通園制度の受け入れを縮小・中止することが考えられます。ただし、こども誰でも通園制度の受け入れを縮小・中止する場合には、利用登録済の利用者への受け入れ不可の説明等は適宜・丁寧に行うようにしてください。</p>	4月10日公開
32	保護者の利用者負担額は、一人1時間あたり300円程度とあるが上限額はあるか。	上限は設けておりませんが、利用者の負担感等を考慮の上、適正な金額設定をお願いいたします。	4月10日公開
33	余裕活用型で実施を行う場合、人員配置は、毎日誰でも通園制度のお子さんがあると仮定して職員配置を行う必要があるのか。例えば、50人通常の受託児童がおり、10人分誰でも通園制度の利用枠を設けている場合、月初めに市に提出する委託費の職員配置（雇用状況報告書）では利用者が60人いるものとして配置を行うのか。または、利用日の利用時間帯の職員配置が通常の受託児童の人数と、こども誰でも通園制度の児童の人数を足し合わせた人数に対して国の配置基準を満たしていれば良いのか。	こども誰でも通園制度の試行的事業においては、利用者による事前の利用登録や事前の利用申請をしていただくこととなりますので、こども誰でも通園制度の利用がある日に必要な受入体制が整っていれば問題ありません。ただし、毎月月初に提出いただく雇用状況報告書には、1日時点に試行的事業の利用があるか否かに関わらず、こども誰でも通園制度のための職員も全て記載し、備考欄等でそれが分かるようにしてください。	4月10日公開
34	在園児合同型において、年齢別の保育室ではなく遊戯室などで基準面積を満たしても構わないか。	通常の保育においても遊戯室は面積に含めることが可能とされていますので、試行的事業においても、遊戯室を含めていただいで構いません。	4月10日公開

川崎市子ども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業の実施におけるQ&A

令和6年4月10日 版

NO	質問	回答	備考
35	日毎や年度途中で受入人数は変動してもよいか。もしくはアレルギー児や障害児の利用日において、他児の利用を制限したり、担当職員の病欠や感染症の流行などで受入制限をすることはできるか。	受入人数が変動するのは問題ありません。児童の状況や職員配置の状況等を考慮して、利用者や利用日を制限することは、可能な限り避けてください。ただし、実施要綱第26条に定めるとおり、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに必要な情報を市に報告するようにしてください。	4月10日公開
36	支援計画の内容、様式は定められたものがあるか。	様式はありません。	4月10日公開
37	当日キャンセルとは当日の何時から対象となるか。	利用日当日の午前0時から対象となります。	4月10日公開
38	食事や消耗品などの実費徴収や、利用時間外の料金なども事業者が自由に設定してよいか。	実費徴収分の価格については施設や事業者等で設定していただいて構いませんが、設定した価格については利用者に対して事前に適切に説明を行うとともに、実費徴収部分で利用者に過度の負担を強いるようなことはないようにしてください。 「利用時間外の料金」ですが、当日の利用時間が予定よりも長くなった場合の利用料金については、予定を超えた時間分についても、通常どおりの料金（1時間あたり300円程度）を徴収してください。ただし、それにより、「1人あたり月10時間」という基準を意図せず超えてしまった場合については、超えた部分は試行的事業の補助の対象外となりますので、各施設にて徴収料金等の取扱いを決定してください。	4月10日公開
39	当初から月10時間を超える形で定期利用を利用者に求めてもよいか（1日3時間、週1回×4週等）。	月10時間を超える利用形態とはしないでください。	4月10日公開
40	次年度以降、本事業の実施を取りやめることは事業者側で決めることができるか。	子ども誰でも通園制度は、現時点での国の予定では、令和7年度は補助事業として、令和8年度以降は新たな給付制度として実施されることになっています。この予定どおりであれば、令和7年度については、事業を実施しないという選択も可能であるものと思われます。	4月10日公開
41	川崎市子ども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱第8条（2）において「前号の研修は、委託先の管理者も受講すること」とあるが、ここでいう「管理者」とは、どこまでを含むのか。園長以外に法人の理事長等も含むのか。	第8条の規定は、国の要綱に基づいた内容としており、ここでいう「管理者」がどこまで含まれるかについては、本市から子ども家庭庁に対して質問を行っております。この段階で明確な回答を行うことが出来ませんので、子ども家庭庁から回答が得られ次第、事業実施者にお知らせいたします。	4月10日公開
42	川崎市子ども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱第8条（2）において「前号の研修は、委託先の管理者も受講すること」とあるが、募集段階で研修受講を完了しておく必要があるか。	管理者の方については、募集段階で受講を完了しておく必要はございませんが、事業実施者に決定されましたら、令和6年度の研修を受講して下さい。	4月10日公開